

(スポーツ・文化団体の皆様へ)

胎内市中学生スポーツ・文化教室の設置について

1 設置の趣旨

部活動は中学生にとって、スポーツ・文化活動に親しむ機会であるのみならず、社会性を育み、目標に向かって努力する大切さを体得する貴重な機会です。

しかし、スポーツ・文化活動に対するニーズが多様化する一方、少子化は急激に進み、小規模校のみならず中規模校にあってもこうしたニーズへの対応は難しい現状にあります。さらに、学校の働き方改革がすすむ中で、地域、保護者、学校(行政)が連携して、地域で部活動に代わり得る活動の機会を確保できる体制を整える取組が求められています。

こうした中で、文部科学省では令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行していくという方針を示しています。

については、地域のスポーツ団体、文化団体の皆様と協力して中学生のスポーツ・文化活動を支えていく環境を整えていくために、胎内市中学生スポーツ・文化教室(以下「教室」)を設置するものです。

2 教室の概要

(1) 主催

胎内市教育委員会(以下、「教育委員会」)が主催し、教室の運営に必要な経費を予算の範囲内で支出します。(詳細は「3 主催者の負担」参照)

(2) 各教室の運営主体

この教室事業の趣旨に賛同し、教室の開設を申請・承認されたスポーツ団体、文化団体(以下、「教室の開設団体」)から指導者を派遣していただき、教室を運営していただきます。(詳細は「4 設置の申請」参照)

(3) 事務局

教室の運営にかかる事務局業務(入退会の受付、名簿管理、会計等)をNPO法人スポーツクラブたいない(以下、「事務局」)に委託します。

(4) 活動日

原則として月2回程度の休日

※ 時間は3時間程度以内。休日の実施がむずかしく、平日に実施する場合は2時間程度以内。いずれの場合も、学校の部活動と合わせても週16時間を越えないよう配慮してください。

(5) 参加者

教室への参加を希望する胎内市内の中学生で、保護者の同意を得た者(詳細は「6 教室の会員の募集等」参照)

3 主催者の負担

(1) 指導者の謝礼、保険料及び研修に係る費用

1 教室原則2人の指導者に対する謝礼(月2回2時間)、指導者に対する保険料、指導者の研修に係る費用を予算の範囲内で支出します。

(2) 教室に必要な共用の消耗品費

共用のボールや用具等、教室に必要な消耗品費を予算の範囲内で支出します。

(3) 会場の確保

市の施設について規程にしたがって主催事業として使用料を減免します。

(4) 活動の広報

教室の活動や参加者の募集についての広報を、学校等を通じて行います。

(5) 事務局の委託

教室への入退会の受付、会員名簿の作成、教室の開設団体からの報告に基づく運営経費の支出等の教室の運営に係る事務局業務をスポーツクラブたいたいに委託します。

4 教室開設の申請

(1) 申請者の条件

申請者は胎内市スポーツ協会加盟団体及び胎内市社会教育関係認定団体で胎内市中学生のスポーツ・文化活動ガイドラインを遵守できる団体とします。

(2) 申請の手続き

教室開設申請書(様式1)と年間活動計画(様式4)を教育委員会(学校教育課)に提出してください。教育委員会で審査し、予算の範囲内で設置の可否を決定して通知します。

※ 提出先 胎内市教育委員会 学校教育課 学校教育係 (黒川庁舎2階)

(郵送の場合は 〒959-2807 胎内市黒川1410 胎内市教育委員会 学校教育課 学校教育係)

(3) 開設承認の取消し

教育委員会は、教室が以下のいずれかに該当するときは、開設承認を取り消すことがあります。

- ・胎内市中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン及び胎内市中学生スポーツ・文化教室設置要綱を遵守していないと認められるとき。
- ・申請者が胎内市スポーツ協会加盟団体又は胎内市社会教育関係認定団体でなくなったとき。
- ・会員数が活動の成立に満たなくなったとき。
- ・その他、教育委員会が不適格と認めたとき。

5 活動の報告等

(1) 毎月の活動報告

教室の開設団体は、活動を行った月の翌月の5日までに活動報告書(様式5)を提出してください。報告に基づき、指導者の謝礼等の支払いを行います。

(2) 変更等の報告

教室の開設団体は、届出た教室の内容に変更がある場合は、速やかに変更届出書を提出してください。

6 教室の会員の募集等

(1) 会員の募集

教育委員会が、中学校等を通じて、教室の案内と会員募集の広報をします。

(2) 入会の受付と名簿の作成

入会を希望する中学生は、指定された日までに入会申込書に会費(スポーツ保険代等としてスポーツクラブたいたい会費)を添えて、ふれすぽ胎内の窓口(事務局)に申し込む。

事務局は各教室の名簿を作成し、教育委員会及び各教室の開設団体に送付する。

※ 締切り以降も教室の受け入れ人数に余裕があれば、随時、申し込みを受け付ける。

(3) 退会の受付等

教室の退会を希望するときは、教室退会届をふれすぽ胎内の窓口(事務局)に提出する。

また、教育委員会が会員としてふさわしくないと認めたときは、退会していただく場合がある。

教室の会員に変更があった場合、事務局は名簿を修正し、教育委員会及び該当の教室の開設団体に送付する。

なお、退会に当たって、入会時に納入した会費は返還しません。